

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	ひとり親家庭医療医療証の更新による交付	
根拠条例等・条項	堺市ひとり親家庭医療費助成条例第4条第2項 堺市ひとり親家庭医療費助成条例施行規則第3条、第7条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>ひとり親家庭医療医療証の交付を受けている者は、「ひとり親家庭医療医療証交付申請書」に必要書類を添えて市長に申請することができる。</p> <p>堺市ひとり親家庭医療費助成条例第2条、第2条の2に基づき、次に掲げる要件を満たすことが必要です。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有する方で、次に該当する18歳に達した日以後における最初の3月末を経過するまでの児童、及びその父又は母あるいは養育者であること</p> <p>ア 父母(養子縁組をした児童にあっては養父母)が婚姻を解消した児童 イ 父若しくは母が死亡した児童又は養父若しくは養母が婚姻していない児童 ウ 父又は母の障害の程度が重度である児童 エ 父又は母の生死が明らかでない児童 オ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童 カ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童 キ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ク 母が婚姻によらないで懐胎した児童 ケ 上記クに該当するかどうか明らかでない児童</p> <p>(3) 父又は母あるいは養育者の前年(申請が1～9月に行われた場合は前々年)の所得が192万円に扶養親族等又は扶養親族でない児童1人につき38万円(老人控除対象配偶者又は老人扶養親族の場合は10万円を、特定扶養親族の場合は15万円を加算した額)を加算した額未満である方</p> <p>(4) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員若しくは被扶養者であること</p> <p>(5) 次のいずれかに該当しないこと</p> <p>ア 生活保護法の規定による被保護者(その保護を停止されている者を除く。)</p> <p>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者</p> <p>ウ 堺市重度障害者医療費助成条例及び堺市子ども医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている者</p> <p>エ 児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者及び同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等に入所(通所を除く)又は入院している者</p> <p>上記要件を満たす方に対しては、規則第7条第2項の規定に基づき医療証を交付します。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	60日
	標準処理期間を設定できない理由	